

第2回川島町地域活動センター（仮称）準備会 次第

令和6年10月9日（水）午後7時00分

川島町役場本庁舎2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 地域活動センターの「役割」と「機能」の意見集約結果について

(2) まちづくり協議会及び関係職員の役割分担について

(3) 地域活動センター関連施設の利用について

(4) その他

4 閉 会

(1) 地域活動センターの「役割」と「機能」の意見集約結果について

基本方針

- ・場所を提供するだけでなく、第三者が入っていけるor見学できるような活動主体であってほしい
- ・利用している人達と、顔を合わせる時間や語らいができるようにしくみができたらいいかな
- ・行事をこなすだけでなく完了するまでの過程も大切である→役員の分担
- ・若者や女性が参画できる、意見が反映される
- ・年配者に寄りそうセンター、相談センター、巡回サービス
- ・子供に夢を与えられる、スペースの提供 企画の提案

相談

- ・ワンストップの相談窓口
- ・各地区の課題・問題の相談に応じられる
- ・健康相談のできる専門職がいる
- ・ワンストップなんでも相談窓口になってもらえる
- ・困り事や相談事を受け取って各課や専門部会につなげてくれる頼りがいのあるセンター、介護など
- ・住民目線で対応してくれる
- ・地域の課題問題をよく把握している
- ・子育てに困った人が相談に行くことができる場所
- ・福祉相談できる
- ・気軽に足を運べる場所(相談等含む)

人材育成(人材発掘)

- ・人材育成に役立つセンター
- ・町にまだ埋もれてる川島愛にあふれた若い人材を発掘してくれるセンター
- ・指導者専門の方の参加をつのる

情報提供・情報発信

- ・町民にとって身近で関わりやすいセンター →町民の意見を真摯に聞いてくれる
- ・質問した事やわからない事にもすぐ答えてくれるやさしいセンター
- ・助成金、補助金申請がめんどくさくない、わかりやすい
- ・どんな事をしているのか積極的に発信してくれるセンター
- ・年齢の偏りがなくだれでも言いたいことが言える所
- ・活発な情報提供、幅広い参加者が必要

魅力ある活動内容

- ・サークル活動を楽しめる場であること
- ・趣味の講座(現在あるもの、新しい講座)
- ・魅力ある事業の推進
- ・老若男女の参加できる内容
- ・子育て中のお母さんがともだちが作れる様、イベントやお茶など飲める場所があれば心強い
- ・子供食堂など…、子供達が集まりやすい場所、勉強を教わったりできる所
- ・お互いの(団体同士)個人でも学び合えたりできる
- ・使用しなくなったものを持ち寄り交換できる場所
- ・子供が参加できるイベント作り
- ・親子で参加できるイベント
- ・高齢者の参加できる体操教室がある
- ・地域住民が望む事業やイベント

つどい・ふれあい・コミュニティ

- ・話し相手になってくれる人が常時いるセンター(おしゃべりするまで場所)
- ・住民が進んで参加できるセンター
- ・色々な年代の人がいつでもつどいことができる場であること。
- ・町民・子供達から年寄まで足をはこびやすい、足をはこびたいと思うセンター
- ・大人(子育て世代・高齢者等)と子供が触れ合うことができる場所
- ・障がい者も積極的に参加し、楽しめるセンター
- ・子どもが地域の人たちともっと顔見しりになれるような区切りのない場所
- ・子どもたちがいつでも立ち寄れる、だれかいて安心できる場所
- ・人が集まれるところ(外国人も含)
- ・障がい者が交流できる場所
- ・高齢者のおしゃべりできる場所
- ・特に若者
- ・初めての人も普段孤立気味の人でも行けて、孤独を感じない場所

防災

- ・防災教育をしっかりやってくれる
 - ・防災について学ぶことができる場所
 - ・防災情報を発信、注意喚起して危機の時には町とのハブになってくれるセンター
- 例:中山地区の防災組織
- ・避難場所になるところ、色々な情報が集まっている場所

ハード面(施設・設備・交通・送迎)

- ・wi-fiの充実
- ・オンラインでの活動
- ・きれいであること、自由に集い・スペース(交流サロン)
- ・使いたいときに使える教室(会場、グランド)がある。
- ・いつでも行っておしゃべりできるフリースペースが欲しい
- ・子どもの居場所(勉強ができる場所など)
- ・施設を充実させる
- ・町の文化発進の拠点
- ・ちょっとした会話ができる安心できる場所(カフェ的なスペース設置)
- ・コーヒー等片手に気軽にしゃべったり活動したりできる。
- ・センターにバスがあり、送迎してくれる
- ・交通の不便は？
- ・移動の手段を考える必要あり
- ・送迎してくれる(必要な人に)
- ・車の運転が出来なくなった高齢者を送迎し集まれる場所があったら良いと思う
- ・ペットOK(災害時も普段も)

その他

- ・とりあえず、スタートなので、今の状態を続けて初める。
- ・サークル
- ・地区団体、個人を大切にするセンター
- ・誰でも年齢問わず
- ・スポーツ大会

地域活動センターの基本理念

1 基本理念(設置目的)

【地域づくり】

- ・地域の様々な課題を解決し、より良い地域づくりを行う

2 基本方針

①【コミュニティづくり】

- ・多世代の人が集まり、交流ができる場
- ・若者、女性、高齢者などが参画し、幅広い意見が反映される

②【人づくり】

- ・地域の活動を通じて人材を育成する
- ・地域の人材を育成するために、研修を実施する

3 役割及び機能

①【住民への相談対応】

- ・ワンストップの相談窓口を設置し、内容に応じて役場担当課へ繋げる
- ・様々な相談を伺い、各地区の課題・問題を的確に把握する
- △ ・子育て、介護、健康などの相談ができる(各専門職への相談ができる)

②【人材育成・人材発掘】

- ・人材育成に役立つセンター
- ・町にまだ埋もれてる川島愛にあふれた若い人材を発掘してくれるセンター
- ・指導者専門の方の参加をつのる

③【つどい・ふれあい・コミュニティの場】

- ・子どもから高齢者まで、多世代の交流の場を作る、イベントの開催
- ・いつでも気軽に立ち寄れる、常に誰かがいてくれて、安心できる場
- ・障がい者、外国人などとも交流できる場を作る
- ・子供食堂など、子供達が集まりやすい場所、勉強を教わったりできる所
- ・サークル活動や趣味の講座を楽しめる場であること

④【地域防災の拠点】

- ・防災について学ぶことができる場所
- ・防災情報の発信、注意喚起
- △ ・災害時には、地域のハブ施設となる

⑤【情報提供・情報発信】

- ・幅広い参加者(関係者)により、活動内容の情報発信を行う
- ・町の助成金、補助金などの制度を分かりやすく説明する
- ・防災防犯などの情報を集め、発信する

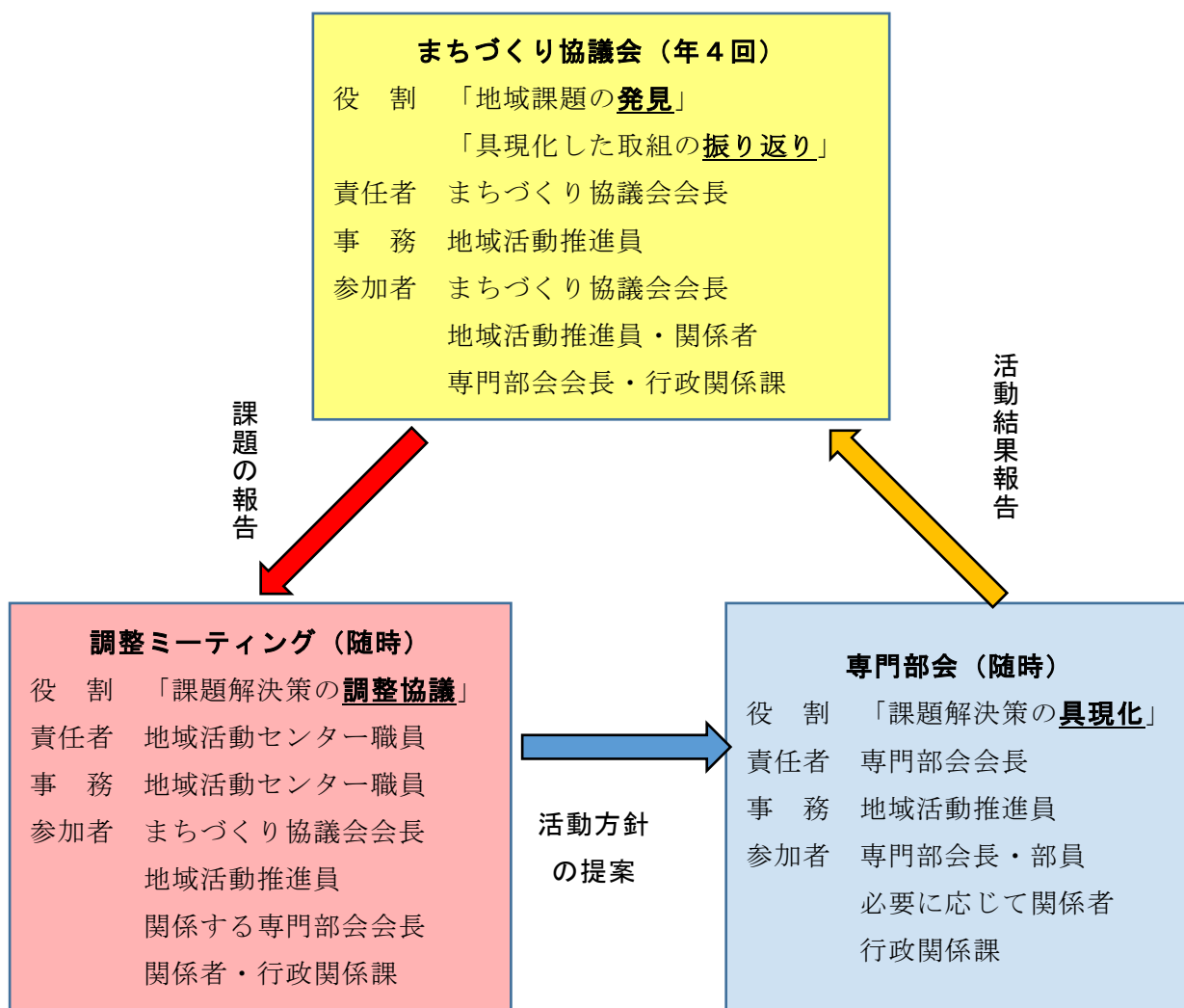
⑥【ハード面(施設・設備・交通・送迎)の整備】

- ・オンラインでの活動ができるよう、wi-fiの充実
- ・センターまでの移動手段(町バス・デマンド交通など)
- ・自由に集える、カフェ的なフリースペース(交流サロン)
- ・町の文化発進の拠点

(2) まちづくり協議会及び関係職員の役割分担について

基本理念 地域の様々な課題を解決し、より良い地域づくりを行う

○地域活動センターの活動イメージ



○まちづくり協議会会長の役割

町役場・地域活動センター・まちづくり協議会を俯瞰して、また、それらの各組織との連携の方針を見極め、地域の将来像を構想する

○地域活動センター職員の役割

役場関係課や外部関係機関・関係者との連絡調整
まちづくり協議会会長や地域活動推進員との連絡調整
調整ミーティングの開催
予算（町補助金）の確保
年間事業計画の立案
生涯学習課の一部業務の実施
地域活動センターたよりの発行（文面・レイアウト等は専門部会）

○地域活動推進員の役割

各専門部会との連携や事務支援
各専門部会長との連携及び連絡調整
まちづくり協議会会議（全体会・専門部会）の開催
まちづくり協議会の事務作業・全体会計の管理
各専門部会の書記業務支援

○専門部会長の役割

地域活動推進員との連携及び連絡調整
地域活動の実施責任者
まちづくり協議会会議への出席
専門部会内の会計処理

(3) 地域活動センター関連施設の利用について

① 利用料金と減免制度について

【利用料金】

コミュニティセンター・フラットピアの料金設定については、来年度以降も変更する予定はありませんが、廃止となった公民館（三保谷公民館・伊草公民館新館）の利用については、下記のとおりとする予定です。

| コミュニティセンター使用料 | | |
|---------------|------|----------|
| 室名 | 面積 | 使用料（1時間） |
| 和室① | 50㎡ | 300円 |
| 和室② | 33㎡ | 200円 |
| 会議室① | 102㎡ | 300円 |
| 会議室② | 52㎡ | 200円 |
| 会議室③ | 52㎡ | 200円 |
| 談話室 | 52㎡ | 200円 |

| フラットピア使用料 | | |
|-----------|------|----------|
| 室名 | 面積 | 使用料（1時間） |
| 多目的ホール | 140㎡ | 500円 |
| 和室 | 55㎡ | 300円 |
| 研修室 | 65㎡ | 300円 |
| 調理室 | 40㎡ | 200円 |

R7. 4. 1～

公民館の料金設定（案）

【和室】

1㎡～ 49㎡ 200円

50㎡～100㎡ 300円

101㎡～ 500円

【会議室】

1㎡～49㎡ 200円

50㎡～100㎡ 300円

100㎡～ 500円

※ コミュニティセンター・フラットピアの料金基準を参考にしますが、施設管理者が不在であること等を勘案し、若干安くします

【減免制度】

まちづくり協議会の事業に、継続的にご協力いただける団体については、施設利用料金を減免（無料）にするが、以外の団体については使用料を納付してもらいます。

→団体登録制度を改正し、現在コミセン・フラットピアの団体登録制度を活用されている団体や公民館利用団体に対して説明会を実施します（11月中旬予定）

② 予約と利用申請について

コミュニティセンター・フラットピアの予約方法は変更ありませんが、令和7年度以降の旧公民館の利用については、下記の手順とする予定です

【予約】

- ・定期的に利用する団体については、現在稼働中の『公共施設予約システム』（インターネット予約）を利用して仮予約をすることができます。また、電話予約も可とします
→事前に団体登録を完了してもらいます

【利用申請】

- ・仮予約したのち、コミュニティセンター・フラットピアの窓口にて本申請を行う（申請書の記入・使用料の納付・利用許可証の受領）
※公民館は、これまで利用申請は不要となっていましたが、安全管理上、申請書の記入は必須とする予定です
- ・申請完了後、町から利用許可書を交付するので、利用時は持参する

【利用料の納付】

- ・申請時に合わせて必要金額分を納付してもらう